

# 建設リサイクル法について

一定規模以上の工事の実施に当たっては、届出が義務付けられるとともに、説明、告知、契約、完了報告等の事務手続きや特定建設資材に係る分別解体等、特定施設資材廃棄物の再資源化等の義務が課せられます。

## 1. 対象建設工事

以下の表－1及び表－2に該当する場合に対象建設工事となります。

(表－1)対象建設工事の定義

|           |   |
|-----------|---|
| 対象建設工事の定義 | ①特定建設資材(※)を用いた建築物に係る解体工事であって、規模の基準以上のもの |
|           | ②その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、規模の基準以上のもの   |

※コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいいます。

(表－2)対象建設工事の規模の基準

| 対象建設工事の種類               | 規模の基準                     |
|-------------------------|---------------------------|
| 建築物の解体工事                | 床面積の合計 80 m <sup>2</sup>  |
| 建築物の新築・増築工事             | 床面積の合計 500 m <sup>2</sup> |
| 建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)※1 | 請負代金の額※3 1億円              |
| 建築物以外の工作物の工事(土木工事等)※2   | 請負代金の額※3 500万円            |

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの。

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等。

※3 請負代金の額には消費税を含みます。

## 2. 届け出窓口（工事に着手する日の7日前までに届出）

江東区役所 建築課 5階27番窓口 3647-9743

(東京都建築主事所管分については、東京都都市計画局市街地建築部建築指導課第2庁舎3階)

## 3. 様式のダウンロード

国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page\\_030305format.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030305format.htm)

東京都都市整備局ホームページ

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy\\_guido04.htm](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm)

## 4. 解体工事業者の登録

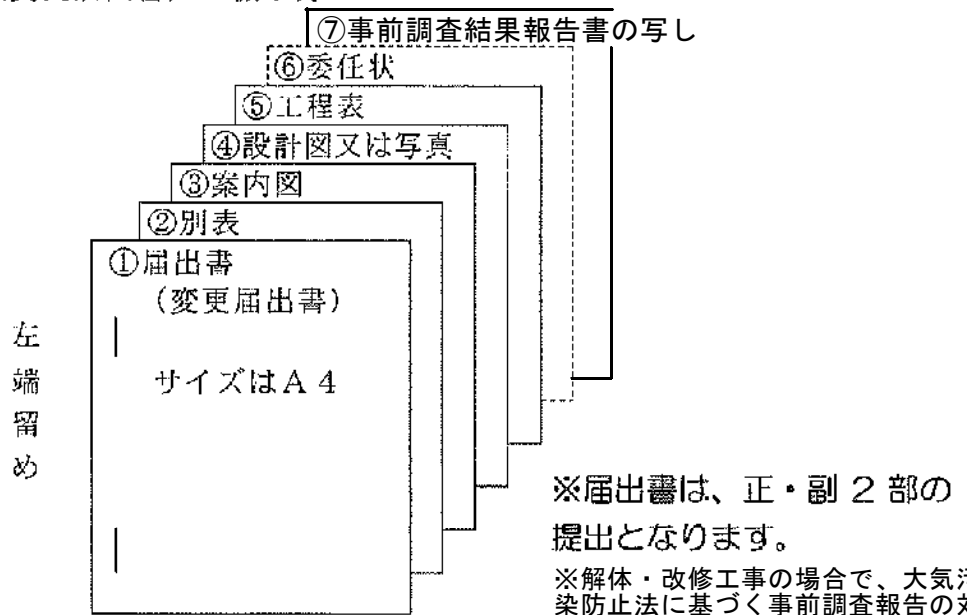
東京都都市整備局市街地建築部建設業課 5388-3353

# 届出書（変更届出書）の綴り方

届出書は、以下のように綴り込んでください（図－1 参照）。

- ①届出書（変更届出書）：A 4
  - ②別表（1～3のいずれか1枚。ただし、対象建設工事となる解体と新築を同一工事で行う場合などは複数とする。）：A 4
  - ③案内図：A 4
  - ④設計図（平面図・立面図・配置図等）又は写真（全景写真）：A 4
  - ⑤工程表：A 4
  - ⑥委任状（必要な場合のみ添付する）：A 4
  - ⑦事前調査結果報告書の写し：A 4
- の順に綴り、左側1箇所又は2箇所を固定してください。  
 なお、両面複写であっても差し支えありません。

（図－1） 届出書（変更届出書）の綴り方



※解体・改修工事の場合で、大気汚染防止法に基づく事前調査報告の対象となる工事につきましては、石綿事前調査結果報告システムより出力した事前調査結果報告書（様式第3の4）の写しの添付をお願いします。

※委任状は押印が必要です。

## 法の事務の流れ

